

平成 23 年第 3 回糸魚川市議会定例会会議録 第 6 号

平成 23 年 3 月 25 日（金曜日）

議事日程第 6 号

平成 23 年 3 月 25 日（金曜日）

午前 10 時 00 分 開議

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 所管事項調査について |
| 日程第 3 | 議案第 19 号から同第 31 号まで及び議案第 42 号 |
| 日程第 4 | 議案第 32 号から同第 34 号まで及び議案第 43 号から同第 46 号まで |
| 日程第 5 | 議案第 35 号から同第 40 号まで及び議案第 47 号から同第 49 号まで |
| 日程第 6 | 議案第 41 号 |
| 日程第 7 | 議案第 5 号から同第 17 号まで |
| 日程第 8 | 議案第 50 号 |
| 日程第 9 | 議案第 51 号 |
| 日程第 10 | 議案第 52 号から同第 54 号まで |
| 日程第 11 | 議案第 55 号 |
| 日程第 12 | 議案第 56 号 |
| 日程第 13 | 閉会中の継続審査及び調査について |
| 日程第 14 | 議員派遣について |

+

本日の会議に付した事件

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 所管事項調査について |
| 日程第 3 | 議案第 19 号から同第 31 号まで及び議案第 42 号 |
| 日程第 4 | 議案第 32 号から同第 34 号まで及び議案第 43 号から同第 46 号まで |
| 日程第 5 | 議案第 35 号から同第 40 号まで及び議案第 47 号から同第 49 号まで |
| 日程第 6 | 議案第 41 号 |
| 日程第 7 | 議案第 5 号から同第 17 号まで |
| 日程第 8 | 議案第 50 号 |
| 日程第 9 | 議案第 51 号 |
| 日程第 10 | 議案第 52 号から同第 54 号まで |
| 日程第 11 | 議案第 55 号、議案第 56 号 |
| 日程第 12 | 閉会中の継続審査及び調査について |

日程第13 議員派遣について

応招議員 26名

出席議員 26名

1 番	甲	村	聰	君	2 番	保	坂	悟	君
3 番	齊	木	勇	君	4 番	渡	辺	重	雄
5 番	倉	又	稔	君	6 番	後	藤	善	和
7 番	田	中	立	一	8 番	古	川		昇
9 番	久	保	田	長	10 番	保	坂	良	一
11 番	中	村		実	12 番	大	滝		豊
13 番	伊	藤	文	博	14 番	田	原		実
15 番	吉	岡	静	夫	16 番	池	田	達	夫
17 番	古	畑	浩	一	18 番	五	十	嵐	健
19 番	高	澤		公	20 番	樋	口	英	一
21 番	松	尾	徹	郎	22 番	野	本	信	行
23 番	齊	藤	伸	一	24 番	伊	井	澤	一
25 番	鈴	木	勢	子	26 番	新	保	峰	孝

+

+

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米	田	徹	君	副	市	長	本	間	政	一	君
総	務	部	長	織	田	義	夫	君	市	民	部	長	小
産	業	部	長	深	見	和	之	君	総	務	課	長	田
企	画	財	政	課	長	吉	岡	正	史	君	能	生	事
青	海	事	務	所	長	七	沢	正	明	君	市	民	課
環	境	生	活	課	長	金	平	美	鈴	君	福	祉	事
健	康	増	進	課	長	伊	奈		晃	君	交	流	観
商	工	農	林	水	産	課	長	金	子	裕	彦	君	建
都	市	整	備	課	長	金	子	晴	彦	君	会	計	管
ガ	ス	水	道	局	長	山	崎	弘	易	君	消	防	長
教	育	長	竹	田	正	光	君				教	育	委

教育委員会こども課長	靄 本 修 一 君	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務 勤労青少年ホーム館長兼務	扇 山 和 博 君
教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務	小 林 強 君	監査委員事務局長	久保田 幸 利 君

事務局出席職員

局	長 神 喰 重 信 君	次	長 小 林 武 夫 君
係	長 松 木 靖 君		

午前 10 時 00 分 開議

○議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

+

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

○議長（倉又 稔君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、7 番、田中立一議員、19 番、高澤 公議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔19 番 高澤 公君登壇〕

○19 番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、追加議案についてであります。本日提案されます議案第 55 号、平成 22 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 11 号）と、議案第 56 号、平成 23 年度糸魚川市一般会計補正予算（第

1号)の2件につきましては、本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決でご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告についてであります。総務文教、建設産業、市民厚生各常任委員長から休会中の所管事項調査について報告を行いたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長(倉又 稔君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長(倉又 稔君)

ご質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長(倉又 稔君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

次の日程に入る前に市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長(倉又 稔君)

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長(米田 徹君)

おはようございます。

まず、東北地方太平洋沖地震への対応についてご報告申し上げます。

去る3月11日に発生した宮城県沖を震源とするマグニチュード9.0の大地震と津波により、いまだかつてない大災害となり、今なお約26万人の方々が避難生活を送っております。亡くなった方々のご冥福をお祈りを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

このたびの大震災を受け、市といたしましても翌12日には支援物資を被災地に向け送るとともに、14日には消防職員6名を石巻市に派遣をし、15日の午後5時に糸魚川市大震災支援本部を設置いたしましたところであります。

また、東京電力福島第1原子力発電所の火災に伴う避難者の受け入れにつきましては、16日、青海生涯学習センターを第1避難所として設置をし、18日の夕方、主に南相馬市の皆様125人を受け入れたものであります。3月24日現在で142人、また、家族の状況等からシーサイドバ

レースキース場センターハウスでも9人が避難され、計151人を受け入れております。

避難所においては、健康相談や生活支援を中心に行っておりますが、ボランティアの皆様から避難所での支援や救援物資の仕分け作業を行っていただくとともに、自主的に焚き出しや音楽等を通じてのふれあいの場も創出いただいております。

さらに18日からは市内3カ所で救援物資の受け付けも行っており、約1,100人の人から毛布やおむつ、衣類等をいただいております。

詳細につきましては、お手元にご配付いたしました参考資料をごらんください。

今後、震災復興や原発事故が長期化することも見込まれることから、市といたしましても復旧支援を最優先に考え、避難所の新たな開設や教育、住宅面での支援、そして市民への適切な情報提供など、最大限の支援に努めてまいり所存であります。

なお、関連する予算につきましては、議案第55号及び議案第56号でご審議いただくことにいたしておりますので、重ねてお願い申し上げます。

議員並びに市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

日程第2．所管事項調査について

○議長（倉又 稔君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

○12番（大滝 豊君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、会期中の3月14日に2件の所管事項調査を行っておりますので、主な質疑内容をご報告いたします。

1つ目の行政改革については、第2次行政改革大綱（案）及び第2次行政改革実施計画（案）が示され、22年度までにおける主要項目の目標と成果の概要や、平成23年度から25年度までの実施計画、推進項目の説明後、質疑を行いました。

委員から、目標の数値化については評価したいと思うが、平成23年から25年の3年間の数値目標に対して、実質的には何%まで達成できたとか、できなかったとか。また、できなかった理由も含めて記入し、実施計画の中に組み込んでいくのかとの質問に、実施計画の数値目標に対する検証ということであるが、計画、実施、検証、改善という欄を今回設けているので、この中で数値目標に対する検証というものを、できる限りしっかりやっていくとの答弁がありました。

また、実施計画の推進に当たっては市民に説明すると思うが、説明をどのように行っていくのかとの質問に、22年度までの行政改革の期間が一通り終わるということもあって、昨年10月から

来年1月まで「広報いといがわ」に毎月連載で掲載させてもらった。今回、新たな第2次行政改革大綱ができるので1回ということではなく、できる限り連載の形をとって、わかりやすく説明をお知らせをしていく必要があると考えているとの答弁がありました。

次に、情報基盤整備について、光ファイバケーブル芯線の賃貸借に関する契約書についてでは、2月2日にも当委員会で調査を行っているが、災害時の負担など市民への不利益条項がないのかどうか、保守点検関係と災害時の保険関係の部分について詳細な調査を行いました。

委員から、今回のような大きな地震のときの激震災害の補助ということで、国の方からの補助金によって、市が責任をもって復旧するということか。また、激甚災害があった場合は、国の支援でほとんど賄えるということで、市の財政負担はないということで考えてもよいのかとの質問に、その設備の持ち主であるNTTはNTT、東北電力は東北電力の電柱を当然復旧をする。市としては、市の光ケーブルや各局舎のボックス、そういうところが被災した場合については、国の激甚災害法による財政支援を受けながら、早急に原形復旧をするというふうに考えている。

基本的には国の激甚災害の指定を受けなければ、国の補助金ですべてをやりたいと思っている。会社側が所有するものについては、会社で復旧という形になると思うので、状況に応じて、すみ分けをしてやりたいと思う。市の財政負担には、ほとんどかかってこないという考え方である。もし万が一のことがあったときには、そのようなすみ分けをしていきたい。さらに契約条項の中には、最終的には甲乙が誠意を持って協議をするという形となっているので、我々市民側に負担のないような協議をしていきたいと考えている。

今回の大震災のように、国が激甚指定をするような災害の場合について、100%市の負担がないと言い切れない部分がある。激甚については調査をするが、どの程度のものになるかは今の段階では明確に答えられないとの答弁がありました。

次に、保守点検に関して、持ち主である市が修理を行わなければならないとあるが、どのような修理が想定されるのか。その想定されたことが実際起こった場合、その支払いは保険ですべて賄うという話だが、保守点検に関してはすべて保険で賄えるのか、市民に不利益を与えないのか。また、故障したとか壊れたとかということに関しては、電化製品なら5年保証、6年保証などの保証、メンテナンスもあるが、そういう保証はあるのかとの質問に、保守点検について、通信の部分についてはNTTが通常の光ケーブルを見る点検はするが、事故が起きた場合、サービスが提供できなくなるような、断線、落雷、火災等でサービスができなくなった場合の費用負担は、実費は市が負担するということである。

通常の保守点検について、市が明確に保守点検をするのは放送の部分で、サービス事業者として市が保守点検をやるが、通信事業の通常の見回り等についてはIRUの基本契約の中ということで、NTTが自分たちの電話線や自分たちの光ケーブルと一緒に保守点検をするものである。であるので、市が負担するというのは、事故等が起きてそのサービス等を維持できなくなったときに復旧する工事、これについては実費相当分は、市が行わなければならない。

また、放送設備については、機器等は1年間のメーカー保証がある。光ケーブルの施工保証は1年間あるが、光ケーブルのメーカー保証というのではないとの答弁がありました。

次に、点検、故障、事故発生時の処理の方法などIRU契約内容に関しては、類似している施設を持っている類似の市町村と、ほぼ同じ契約内容であるという考え方でよいのか。また、火災に対

する保険、落雷に対する施設の保険など市単独であるのかとの質問に、ＩＲＵ契約の内容については、ほとんど皆同じである。基本的には、ＮＴＴ東日本と同じ内容で契約を結ぶという考え方で進んでいると確認している。したがって、糸魚川市だけ特別な契約はなかなかできない。担当で相談したが、なかなか糸魚川市だけ特別な契約は難しいということで、他の市町村と同じような契約で行う予定で進めている。

３月２５日本会議終了後、２６日から３月３１日までの間に契約をして、４月１日からこの契約を発効させたいと考えている。火災、落雷等の保険については、年額、当初予算では５０万円程度を計画で上げている。大体９億弱、８億円強の何％ということが決まっているので、その率を掛けた金額であるとの答弁がありました。

委員より意見や質問がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

訂正をしておわびを申し上げたいと思います。

まず、２２年度までの行政改革の期間が一通り終わるということもあって、昨年１０月末から「来年」と申し上げたところを、「本年」１月までということで、ご訂正をお願いしたいと思います。

それからもう１点、基本的には国の激甚災害の指定を「受けなければ」、国の補助金ですべてをやりたいと思っている。「受けなければ」というのを「受ければ」ということに訂正をさせていただきたいと思います。おわびをして訂正申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔１７番 古畑浩一君登壇〕

○１７番（古畑浩一君）

それでは、これより建設産業常任委員会の所管事項調査報告を行わせていただきます。

建設産業常任委員会では会期中の３月１５日に、糸魚川ジオパーク戦略プランについての所管事項調査を行っておりますので、ご報告申し上げます。

糸魚川ジオパーク戦略プランについてはプロポーザル方式により、13社より選出された中央開発株式会社にコンサルタント業務が委託され、プランの策定を進めてまいりました。

前回、1月24日の委員会において中間報告が委員会に提出されましたが、5年間で50万人の交流人口の拡大をとする計画の裏づけとなるべきアクションプランなどに具体性がなく、地元観光業者やジオパーク関連団体との連携も図られていないなどのことから、厳しく見直そう委員会で強い要望を行っていましたが、今回示されました戦略プランの最終案につきましても具体的アクションプランや、官民一体となった事業推進案、誘客に対してのインパクトのある事業提案等について、なお納得できる提案がないとして、市といたしましても、この内容では受け取ることができず、プランニングの見直しを図りたいとの方針が示されました。

戦略プラン作成業務委託の契約履行期限は、平成22年3月31日まででありましたが、見直しに時間を要するため事業委託費1,300万円を次年度に繰り越して、事業の継続を求めるとの意向を明らかにしております。

こうした方針について、委員会でさまざまな論議が交わされました。以下、要約してご報告申し上げます。

委員会では、内容が不十分なために、繰越明許としてなお事業の継続を求めるという方針については理解をするものであるが、基本的に遺憾である。本年度当初予算に計上し、そのプランをもとに来年度予算を編成すべきだった。それらのスケジュールが全く間に合わず、完成してきたものは期待したものに対して全く裏切るものであり、基本となるプランニングが間に合わず、繰越明許でなお事業の継続を求めるということは通常あり得ないことであり、大変な責任問題ではないか。

プラン策定に当たって、業務委託の仕様書には7項目の主な業務内容として、1、糸魚川市の交流人口の現状及び課題、2、ジオパークによる交流人口拡大の方向性及び具体策、3、ジオパークを生かした観光、産業及び文化の具体的な連携、4、地域住民、企業等を含めた官民一体となった交流人口の推進方策、5、ジオサイト活性化の方向性及び具体策、6、ジオツアー商品の企画、試行的実施を含む、及びプロモーション戦略、7、業務実施方針及び業務の進め方、作業スケジュール、など記載されておりますが、すべての条件を満たした提案とはなっていない。

コンサルタント業務を結んだ業者を選定した責任は行政にある。これ以上の進展が望めない場合には、手数料などの経費を差し引いた事業費の返還を求めるときも考えるべきではないか。繰越明許を行うに当たり、具体的な行動の計画は明確にしていきたい。

例えば6月までの計画を見直し、8月ぐらいまでに最終案をまとめ、9月ぐらいから実施であるとか、それに伴う財源の確保であるとか、また、アクションプランの整合性など不十分な部分を完成させるために、責任ある対応を望むなど厳しい意見が出されております。

これらの意見に対し、ジオパークの世界認定を受けて市としてさまざまな施策をやってきた中では、まだまだ生かせないということで民間の力を借りて、この戦略プランというものをつくろうということで7項目を策定し、計画提案をお願いしたわけだが、結果として、まだまだ未熟な内容であり、具体的なインパクトもない。具体的な提案がもの足りず、行政としても納得できる内容ではない。そんなことから、もう少し時間をいただいて中身を詰めていきたい。結果については、また議会に提案をさせていただきたい。

コンサルタントとの契約破棄等については、もう少し時間をいただいて、中央開発株式会社ある

いは地質の専門家が、この団体の中にはついていただけないので、それらの方と十分論議をする中で、しっかりしたものをつくりあげていきたい。

いずれにしても、繰り越して専決になると思われるが、事業を継続し、9月までにしっかりとしたものをまとめさせていただきたい。それまでの間にも、議会、商工団体、観光団体、市民団体等の皆さんと十分話をし、まとめていきたいとの答弁がなされました。

ほかにも詳細な部分について質疑が交わされましたが、特段報告する事項はございません。また、本案につきましては、継続調査と決しております。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

1点、訂正をさせていただきます。

先ほど戦略プラン作成業務委託の契約履行期限は、「平成22年3月31日」までとありましたが、これは年度を間違えておりまして、「平成23年3月31日」ということに訂正をさせていただきます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔11番 中村 実君登壇〕

○11番（中村 実君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では会期中の3月11日に、明星セメント株式会社系魚川工場における柏崎刈羽原子力発電所内非管理区域で排出される事業系一般廃棄物の処理についての所管事項調査を行っていますので、その経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

柏崎市から、同市所在の東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所内非管理区域で発生する事業系一般廃棄物の貝汚泥の処分について、当市の明星セメント株式会社系魚川工場において処分を行いたい旨の区域外処理の計画書が提出されたことを受け、所管事項調査を実施したものであります。

担当課から、事業系の一般廃棄物については、市として廃掃法に基づく権限があり、非管理区域であるが、原子力発電所からの搬出物ということで、市民の安全・安心を担保すべく、柏崎市及び

+

東京電力株式会社並び明星セメント株式会社との事前協議を進めてきた。当市への搬入の条件として、第三者機関での検査実施を必須とし、検査結果の数値確認されたものののみ搬入可能との条件を付し、この事務処理を進める旨の説明がありました。

委員からは、柏崎周辺にもセメント会社が幾つもあり、距離も離れているのに、なぜ糸魚川市にという疑問を持つ市民も多いと思うが、理由を明確に言えるのかとの質問に対し、東京電力は廃棄物のリサイクルというものを1つの理念に掲げている。明星セメントもそうしたリサイクルのものをセメントにするということについて、非常に前向きな姿勢を持っている企業であり、柏崎市から見ると一番近いセメント会社だということでもあります。

ついで、当糸魚川市はリサイクルということについて、地元企業も含め力を入れているということです。ただ単に、柏崎刈羽原子力発電所から出ているということだけで、イメージダウンにならないようPRの努力をしていかなければならないし、市としてもそのような姿勢を持っていきたいとの答弁がなされました。

委員からは、数値確認の測定を第三者機関の日本分析センターに分析を頼み、その結果が排出業者の東京電力を経由し、当市や柏崎市に届く計画だが、調査結果に異常値があったときだけでも、直接、市に報告が入る仕組みを作るべきではないかとの質問に対し、そのような異常値がでた場合は、直接、当市担当課へ連絡が入る仕組みとなるよう東京電力と調整するとともに、日本分析センターからの調査結果の原本が、当市へ届くよう要求いたしますとの答弁がなされました。

また、委員からは、検査をされたものが搬入されるということだが、何らかのトラブルが発生した場合に備え、東京電力との対応について協議書などの締結が必要ではないかとの質問に対し、地域外の一般廃棄物の処理について、今後、基準を明確に定めて対応すべく要綱を作成する。また、あわせて排出市である柏崎市に、毎年、協議書の提出を求めることなど内部で検討を進めているとの答弁がなされました。

なお、委員からの要望として、これまで関係のなかった東京電力との関係を持つこととなるので、マイナス面だけを考えるのではなく、糸魚川市がこれからジオパークを核に交流人口拡大を図っていく施策の中に、ぜひソフト面で東京電力株式会社の力も借りるような、プラスアルファの要素も生み出していく展開を図るように要望いたしました。

その他、多くの意見がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終了いたします。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡静夫議員。

○15番（吉岡静夫君）

少々教えていただきたいというか、お聞かせいただきたいんでお願いします。

非常に厄介な、今、時期も時期なんですけども、お聞きしたいのは、いわゆる自治体間レベルでの一般廃棄物というものの協議書取り交わしということ、それと業者間レベルでのそういったもの、

言葉が合うかどうかは知らんけれども、さらには業者と自治体間での取り交わしというんですか、そういうものが法的というか、どういうふうになっているかという、そういう論議があったものかどうか、お聞かせをいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔１１番 中村 実君登壇〕

○１１番（中村 実君）

協議機関同士では話がありまして、糸魚川市のほうに、

○議長（倉又 稔君）

まず、市の協議について。

○１１番（中村 実君）

市としては業者のほうとは特別、法律関係については協議はなされておられません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡静夫議員。

○１５番（吉岡静夫君）

いま１つ、これは私も非常にこういう問題は難しいんですけども、今のご報告の中にも若干触れられておったような気がするんですが、一般廃棄物の場合は市はある意味では関与できないというのか、そういったものがあるかと聞いておりますけれども、しかも、それは低濃度のいわゆる物材といいましょうか、そういうものである場合は、そうだということなんですが、それでは今の場合は、これは貝ということで問題になったというのか、提起されたわけですけども、じゃあ一般の廃棄物だということで、低濃度の物材といいましょうか、そういうものに拡大解釈をされて、そういった処理というものがどういうふうになるかという、そういう論議があったものかどうか、委員会の中で、その辺をちょっとお伺いしたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔１１番 中村 実君登壇〕

○１１番（中村 実君）

委員会の中では、貝汚泥ということで明星セメントに入ってくるわけですが、濃度としては検査済みの、そういうしっかりしたものを持ち込むということで伺っております、協議されております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡静夫議員。

○１５番（吉岡静夫君）

これは拡大解釈につながりかねないということも含めてお聞きしたわけありますけれども、最後に地元、これ地元というのは何を差して地元と言うのか難しいところですけども、固有名詞的に言えば上刈区、あるいは横町区という、そういう方々との対応。それと、その後というのはお聞きしていいのかどうか知らんけど、その辺についての論議というのか、触れるところがあったのかどうか、

お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔１１番 中村 実君登壇〕

○１１番（中村 実君）

明星セメントさんのほうから３月８日に上刈地区、また、３月１０日に横町のほうに説明を行っております。その後は、委員会としてはわかっておりません。

○１５番（吉岡静夫君）

終わります。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

+

+

日程第３．議案第１９号から同第３１号まで及び議案第４２号

○議長（倉又 稔君）

日程第３、議案第１９号から同第３１号まで及び同第４２号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１２番 大滝 豊君登壇〕

○１２番（大滝 豊君）

本定例会初日において総務文教常任委員会に付託となりました案件は、議案第１９号から同第３１号までと、議案第４２号の１４件であります。

本案につきましては、去る３月１４日に審査を終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果はお手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第２２号、糸魚川市定住自立圏共生ビジョン審議会条例の制定については、委員から、策定が９月議会というスケジュールであったが、審議会の開催をどのくらい予定しているのかとの質問に、平成２３年度の特別交付税の措置を受けるということになると、本年９月末までにある程度策定をしないと、２３年度の特別交付税の措置がされないということから、それをリミットと考えている。６月の市議会定例会で、ある程度の方針の議決をいただいた後に審議会を設置し、７月、８月、９月で精力的に審議をしたいと思っている。

総合計画の委員の中から委員を選出してもらえれば、審議についても状況等をよくわかっているので短期間でできると思っている。その中で、３、４回程度の回数を考えているとの答弁がありました。

議案第２９号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、委員から、対象となる個室型店舗の糸魚川市内の実態は、どれだけの施設があって何部屋あるのか。また、追加される条文である３７条の３で、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上、支障がないと認められるものにあつては、この限りでない、というただし書きの部分に関しては、内開き戸という解釈でよいのかとの質問に、大町所在地のカラオケボックスの部屋数は１０部屋、寺島地内の店舗Ａのカラオケボックスの部屋数は５部屋、寺島地内の店舗Ｂのカラオケボックスの部屋数は４部屋プラス、インターネットカフェ、漫画喫茶併用の部屋数が４８部屋であるとの報告がありました。

また、ただし書きに関しては、外開きの戸を開放して、なおかつ避難に有効な幅として６０センチメートル。この６０センチメートルというのは、おおむね人１人が通行できる幅を想定しているものであり、この幅が確保されているのが条件であるとの答弁がありました。

議案第４２号、平成２２度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第２号）では、委員から、検討事項として２３年度中に権現荘のあるべき姿、リニューアルの可否、民営化等について抜本的な改革を行うとあるが、来年度になってまた赤字が続けば多額な累積赤字となる可能性はあるのではないかと。２３年度に行政としての決断もあると思うが、その姿勢を伺いたいとの質問に、検討事項ということで、２３年度にあるべき姿、いろいろなことを検討しなければならないと思っている。この日の意見を参考にしながら、庁内でこういった方向でやるかという検討を始めたいということである。その間に、また総務文教常任委員会で、意見交換等もしなければならないと考えているとの答弁がありました。

委員から、官ならだめで民ならよいということが言われるが、市として行政改革ですずっと取り組んできていたわけである。全国的に成功している公営の施設がないということであれば、成功事例として権現荘があるというぐらいのことを考えてやってもらいたいと思うがどうかとの質問に、官で経営していれば、赤字が出れば今回のように赤字補てんをしなければならないということである。赤字経営をすると、一般会計から一般財源を投入しなければならないということである。

また、第三セクターもそうであるが、市がかかわっているということになると、役所的な仕事をしているのではないかと、経営の中で、そういった面があるのではないかとということである。

そのようなことから平成１３年に小泉内閣が発足し、国のほうでは、できるだけ民でできるものは民でということで、法律体系もそうってきている。そういったことを踏まえて、昔は官でやっていたのだが、できるだけ民でできるものは民でということで、今、行政改革等はそのような方向

で進んでいるとの答弁がありました。

このほかにも、活発な質疑、意見はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第１９号、糸魚川市公民館体制等検討委員会条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第２０号、糸魚川市地上デジタル放送等共同受信施設条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第２１号、糸魚川市定住自立圏形成方針の議決に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第２２号、糸魚川市定住自立圏共生ビジョン審議会条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第２３号、糸魚川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第２４号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第２５号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第２６号、糸魚川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第２７号、糸魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第２８号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

+

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第２９号、糸魚川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第３０号、辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第３１号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第４２号、平成２２年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第４．議案第３２号から同第３４号まで及び議案第４３号から同第４６号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第４、議案第３２号から同第３４号まで及び議案第４３号から同第４６号までを一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔１７番 古畑浩一君登壇〕

○１７番（古畑浩一君）

それでは、本定例会初日に建設産業常任委員会に付託となりました議案第３２号から同第３４号、議案第４３号から同第４６号につきまして、去る３月１５日に委員会を開催し、審査を行っておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査における主な質疑につきまして、ご報告します。

議案第３２号、糸魚川市烏帽子の里ふるさと館条例を廃止する条例の制定については、小学校の廃校を受けて地元振興のためにできたのが、この烏帽子の里ふるさと館である。

火災による焼失によって地元の活力も、もう一度建て直して再建するという意欲に欠けたことによる廃止ととらえるが、地区の集会施設としての活用もあったと思うわけである。その機能も全部なくしていくということなのか。

また、これまで続けてきた山菜まつりなどのイベントの継続についてはどうなるのかとの質問に、集会施設としての機能については、３つの字それぞれに集落としての集会施設があり、集落としての集会施設は、そういう施設を使うということで聞いている。あとの土地利用については、現在のところ利用計画はなく、借地であることから、新年度に入って所有者に返す方向で協議を進めていく。

イベントについては、地域でいろんなイベントがされてきたが、特に年に１回の山菜まつり等は、場所がなくなったということで実施できず、地元の皆さんでは断念をされたということである。大変残念ではあるが、地域の皆さんでは先を考えていくと、組織体制として取り組んでいくことが非常に難しいということで、やむなく断念せざるを得ないということであるとの答弁がなされました。

その他の議案につきましても若干の質疑が交わされたものがありますが、特段ご報告する事項はございません。

以上で、建設産業常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第３２号、糸魚川市烏帽子の里ふるさと館条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第３３号、糸魚川市ガス事業均等割工事負担金徴収条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第３４号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第４３号、平成２２年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第４４号、平成２２年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第４５号、平成２２年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第４６号、平成２２年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第２号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第５．議案第３５号から同第４０号まで及び議案第４７号から同第４９号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第４、議案第３５号から同第４０号まで及び議案第４７号から同第４９号までを一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔１１番 中村 実君登壇〕

○１１番（中村 実君）

本定例会初日に、当市民厚生常任委員会に付託となりました議案第３５号から同第４０号、同第４７号から４９号については、去る３月１１日に審査を終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果はお手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告申し上げます。

議案第３５号、糸魚川市総合福祉センター条例を廃止する条例の制定については、委員より、この条例が廃止された後というのは、糸魚川市総合福祉センターはどのようになるのかとの質問に対し、総合福祉センターの今後の予定は、４月からオープンする健康づくりセンターの駐車場を整備するため、５月から約３カ月間の解体工事を行う予定であるとの答弁がなされました。

議案第３６号、糸魚川市斎場条例の制定については、委員より、現在の火葬場条例は１条から５条までと条文は少ないが、今回の条例は１８条までである。そのふえた条項と、その理由はとの質問に対し、指定管理者制度を導入するということを、この条文の中に記載した。そのため詳細な施設運営のための条項を入れ込む必要があったため、従前の火葬場条例に比べ条文が多くなっているとの答弁がなされました。

次に、議案４７号、平成２２年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）では、委員より、特定検診特定保健指導が減額だが、対象者数と受診率の動向を含めどのくらいか。また、受診率についての評価はとの質問に対し、対象者数は当初見込み４，２００人が、実績見込みとし

て約３，３００人程度となり、９００人ほど減り、受診率は約３８％から３９％程度ではないかと推測している。

受診率の全国的な傾向は、国保に限れば約４０％前後であり、平成２０年度から始まったものが、今、頭打ちの状態であるにとらえている。受診率は、今後も引き続き上昇するように努力しなければならないが、既に治療中の方もいて、そのような方の人数等を考慮すると、当初、国が目指した６５％まで上げるというのは、非常に難しいとの答弁がなされました。

そのほかにも活発な質疑や意見がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります前に、私のほうから訂正をさせていただきます。

今ほどの市民厚生常任委員長の報告を求める前に、「日程第４」、議案第３５号からと申しましたけども、「日程第５」の誤りでした。訂正しておわびをいたします。

それでは、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第３５号、糸魚川市総合福祉センター条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第３６号、糸魚川市斎場条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第３７号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 38 号、糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 39 号、糸魚川市診療所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 40 号、訴えの提起についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 47 号、平成 22 年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 48 号、平成 22 年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 49 号、平成 22 年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

+

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

再開を午前１１時１５分といたします。

午前１１時０４分 休憩

午前１１時１５分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第６．議案第４１号

○議長（倉又 稔君）

日程第６、議案第４１号、平成２２年度系魚川市一般会計補正予算（第１０号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１２番 大滝 豊君登壇〕

○１２番（大滝 豊君）

本定例会初日において、議案第４１号、平成２２年度系魚川市一般会計補正予算（第１０号）のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきましては、去る３月１４日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

企画財政課関係では、財産管理費の関係の基金積立金で、１億円の青海地域地区公民館支館整備基金について、将来の整備に要する費用に充てるためということであるが、それはいつかとの質問に、現在、青海地域については１６公民館があり、当面、この１６地区公民館について、耐震補強及びリニューアル等について実施する予定にしている。

それについては、青海地区振興基金を充当したいということで、地域審議会では話をしている。現在の１６地区公民館を支館ということにして、その後、地元が管理運営をすることになったとき、将来的には１０年、１５年ぐらいたって補修とか、大きな整備をしなければならないとしたときに、

この基金を使いたいということであるので、いつごろになるかはわからない。将来的なためにということであるとの答弁でありました。

教育委員会関係では、こどもAED設置事業、民営保育所等AED設置補助金240万円の減額について、説明では設置希望がなかったということであったが、2分の1補助という部分の関連性についてどうだったのか。また、AEDを設置した場合、管理しきれないという事情があって設置希望がなかったのか。補助金減額の事情について確認したい旨の質問に、この補助金は、民営保育所においてAED購入の際に、2分の1補助金を出すということであった。昨年度末ぐらいから情報を少しずつ流しながら、今年度に入って募集をしたところ、購入はなかなか難しいということで応募がなかったということである。

今回、公立の保育園には、リース借り上げでAEDを設置しているが、それと同様に、市で一括借り上げをして、各民営の保育園にも配置しようということで借り上げの方に回った分、この補助金のほうが不要になったということである。

各民営保育園からは、購入するお金そのものもそうであるし、購入後は、いろいろと消耗品などの費用がかかってくると、そういうものを負担するのも、なかなか大変だというふうに聞いた上で判断したものであるとの答弁でありました。

そのほかにも質疑はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

次に、古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

それでは続きまして、本定例会初日に建設産業常任委員会に分割付託となりました本案につきまして、去る3月15日に委員会を開催し審査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査における主な質疑についてご報告申し上げます。

商工農林水産課関係において、能生マリンホールの冷却装置について、対処していただきたいと思うが、クーラーの補修費としては、4,500万円は巨額ととらえるがどうかとの質問に、マリンホールの冷暖房を一括管理している空調設備であり、現在、暖房機能は何とか維持できているが、冷房が使えない状態である。多目的ホールと、その周りにあるホール、それから廊下部分の冷暖房を賄っており、会議室等につきましては個別のエアコンが設置されている。

事業費のうち2,500万円が冷却水系統の修繕費であり、2,000万円についてはマリンホールの外壁等の工事費という内訳である。また、修繕費と説明したが、現在ある冷温水機を撤去し新しい設備を入れて、クーリングタワー、配管についても新しい設備に応じたものにすべて入れかえるということで、2,500万円を計上したものであるとの答弁がなされました。

このほかにも若干の質疑が交わされておりますが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔１１番 中村 実君登壇〕

○１１番（中村 実君）

本定例会初日に、市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、去る３月１１日に審査を終了していますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告申し上げます。

歳入１款、市税については、法人市民税あるいは固定資産税の法人分で、法人の滞納の扱いはどうなっているのか。また、どのような業種の滞納が多いのかとの質問に対し、個人法人の区別はなく、条件がクリアできなければ同様に差し押え、公売を実施している。また、滞納が一番大きいのは、サービス業となっているとの答弁がなされました。

次に、３款１項１目、高齢者おでかけ支援事業については、今回、当初予算から大幅な減額をするということは、予算よりかなりの申請者が減少するということだが、理由を担当課は把握しているのかとの質問に対し、タクシー券の今年度の申請者は昨年に比べ増加しているが、金額ベースでの利用者が５４％で、券は持っているが利用していないという実態である。ついては、昨年も年度末の駆け込みが多かったため広報等でＰＲするが、それを見込んで実施率は７０％となるとの答弁がなされました。

その他、活発な質疑がなされておりますが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第４１号、平成２２年度糸魚川市一般会計補正予算（第１０号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 7 . 議案第 5 号から同第 1 7 号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第 7、議案第 5 号から同第 1 7 号までを一括議題といたします。

本案については休会中、予算審査特別委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博予算審査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔 1 3 番 伊藤文博君登壇 〕

○ 1 3 番（伊藤文博君）

予算審査特別委員会審査報告を行います。

本定例会初日に設置されました予算審査特別委員会に付託となりました議案は付託表のとおり、議案第 5 号、平成 2 3 年度糸魚川市一般会計予算、議案第 6 号から同第 1 5 号までの特別会計予算 1 0 件、議案第 1 6 号及び同第 1 7 号までの企業会計予算 2 件、以上 1 3 件であり、去る 3 月 1 6 日から 2 2 日までのうち 4 日間にわたり委員会を開催し、審査を行っております。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査過程における主な内容につきましてご報告いたしますが、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、詳細な内容についての報告は省略させていただき、要点のみの報告といたしますことを、あらかじめご了承願います。

初めに、議案第 5 号、平成 2 3 年度糸魚川市一般会計予算についてご報告いたします。

歳出、2 款、総務費、1 項 4 目、企画費では、N T T 東日本との I R U 契約において、委員より、災害時に市民負担はないのかとの問いに、今回の契約内容は N T T が行っている全国どこでも同じ基準によるものであり、光ファイバーケーブルについては市が保険を掛けるが、地震は対象とならない。大地震災害については、激甚災害の場合は国の災害復旧費の対象となるという答弁がありました。

なお、委員より集約事項の提案があり、光ファイバーケーブル芯線の賃貸借に関する契約、いわゆる I R U 契約に際しては、今般の東北・関東地方で発生した大震災の状況をかんがみ、地震災害発生時の復旧費用について、保険、国・県の災害復旧補助金などの制度調査を詳細に行った上で、N T T 東日本との間で、市民負担を最小限にとどめる内容の契約を行うこととの集約がなされております。

4 款、衛生費、3 項、清掃費、2 目、塵芥費では、炭化物処理委託料について、なぜ市が負担しなければならないのか。当初は売れるということではなかったかという問いに対し、清掃センター計画建設時にメーカー側の提案があり、協議して取り決めをしている。協議の詳細な経緯については、調べさせていただきたいという答弁がありました。

なお、委員より集約事項の提案があり、清掃センターの炭化システムは、導入時において炭化物

の有償売却について有利な条件として提示され、判断材料とされた経緯がある。企業側からの提案から契約に至る過程の記録を詳細に調査、整理して資料作成を行い、一般廃棄物最終処分場の賠償請求及び清掃センターの運営管理委託契約に際しては、その経過を踏まえた交渉を行うこととの集約がなされております。

7 款、商工費、1 項、商工費、3 目、観光費及び 5 目、スカイパーク事業費から、その他の指定管理料全般について、テレビなどの備品購入費は指定管理料に入れるべきではないとの指摘に、確かに指摘のとおりであり、大規模修繕に該当するものが含まれているケースもあるので精査したいという答弁がありました。

なお、委員より集約事項の提案があり、各施設の指定管理料の予算計上に際して、指定管理料に含める費用の基準が統一されていないことから、各年度において予算上の指定管理料が必要以上に変動するおそれがあり、その適正を判断しにくい状況となっている。指定管理料の性格と基準を明確にして、統一した計上をすることとの集約がなされております。

続きまして、議案第 10 号、平成 23 年度系魚川市柵口温泉事業特別会計予算についてご報告いたします。

委員からさまざまな形で、予算審査特別委員会参考資料「権現荘の健全化に向けて分析と今後の取り組み」の中で、平成 23 年度以降の取り組みの項目中、検討事項として、抜本的な検討を行うとあるが、検討の方向性はいかがかという趣旨の問いに対し、年間通じてのプランが必要である。平成 23 年度における抜本的見直しについては、できるものから始める。権現荘の位置づけとしては、地域振興の重要な拠点と位置づけている。いろいろな条件が作用しているが、待ったなしの状態であり、リニューアルの話もあるが、23 年度が正念場であるという答弁がありました。

また、柵口温泉センターについて、温泉センターの無償譲渡の話はどうなっているのか、見通しはどうかという趣旨の問いに対し民間の 1 者、これは者の 1 者であります、民間の 1 者より譲渡希望があったが、国と協議中である。県は了解しているが、農政局は、この先 20 年間、経営を続けられる団体かどうかということで審査を行っていて、まだ返事をいただいていない。市としては国に強く要望していくが、国の理解を受けることが無理であれば閉鎖もやむを得ないと考えているという内容の答弁がありました。

なお、委員より集約事項の提案があり、予算審査特別委員会参考資料「権現荘経営の健全化に向けて分析と今後の取り組み」において、23 年度中に権現荘のあるべき姿、リニューアルの可否、民営化等について抜本的な検討を行うとしているが、単なる 1 年間の先送りにならないよう、民営化を含めたあらゆる検討を行って経営改善に取り組むこと。

また、温泉センターの無償譲渡については 1 者の申し出があり、国、県と譲渡の可否について協議中ということであるが、協議を前向きに推し進めて、経営の継続を果たすことを強く要求することの集約がなされております。

その他、各会計において多くの質疑が交わされておりますが、報告は省略させていただきます。

最後に、4 日間、開始時間を早め、終了時間を延長するなど再三の日程変更にもかかわらず、長時間にわたり熱心なご審議をいただき、また、行政では、東北・関東地方で発生した悲惨な大震災の避難者受け入れや、東北電力の計画停電などへの対応に追われる中、双方ともに議事進行にご協力いただきましたことに、改めて心より感謝と御礼を申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔26番 新保峰孝君登壇〕

○26番（新保峰孝君）

議案第5号、平成23年度糸魚川市一般会計予算について反対討論を行います。

当初予算額は約286億1,000万円で、対前年比2.6%の減であります。景気対策緊急特別資金預託金11億円減、まちづくり基金積立金6億4,000万円の減など特殊要因を勘案すると、実質的には3.6%の増額予算になるとのことです。

歳入では、景気低迷の影響から、個人市民税11.8%の減、固定資産税6.7%の増、市税全体として1.2%の増となっております。地方交付税は2.5%の増、市債は9.4%の減となっておりますが、国が国庫支出金や地方交付税等の特例措置を長く続けることは困難であり、今後、財政的に厳しい状況が続くとのことです。

歳出では、山ノ井保育園、火葬場、糸魚川駅自由通路、糸魚川小学校整備等、大規模な建設事業が多くあり、普通建設事業費が13.9%の大幅増となっております。款でいうと民生費21.5%、土木費が16.8%、公債費14.2%の順となっております。

厳しい経済状況が続く中で、何を優先させるかが一層問われることとなります。市民の福祉と暮らしの充実を図り、安心して暮らせるようにすることこそ重要と考えるものであります。

4款、衛生費では、フッ素洗口のような論争中のものを教育や保育の場に持ち込むのはよくないと考えます。小さいころから歯磨きの生活習慣をきちんと身につけさせることが、一番大事なことであります。

ことし1月21日に出された日本弁護士連合会の集団フッ素洗口塗布の中止を求める意見書は、長期にわたる総合的調査に基づいて出されたものであります。日本弁護士連合会は意見書で、安全性、有効性、必要性、追跡調査、環境汚染等の問題点を踏まえると、合理性には重大な疑問があるにもかかわらず、行政等の組織的な推進による集団フッ素洗口塗布に関する政策遂行には、違法の疑いがあると指摘しております。フッ素洗口は中止すべきと考えます。

また、市民健康増進施設助成事業であります。ひすいの湯が平成6年12月オープンし16年経過しております。5億8,000万円の建設費用に対して、建設時のフィットネス施設整備補助金3,000万円を含め、16年の間に6億1,500万円を補助し、既に建設費をオーバーしております。さらに平成23年度も、3,000万円の補助金が計上されております。

ひすいの湯がオープンした１カ月後、平成７年１月に、柵口温泉の都市交流促進センターがオープン、その２年後、平成９年に権現荘別館がオープンしました。事業費がそれぞれ２億円と５億７,０００万円、合わせて７億７,０００万円であります。事業費７億７,０００万円に対し交付税算入分も含めて補助が５億８,０００万円であります。平成２３年度で借金返済が終わります。この間、１６年となります。

ひすいの湯は、市で整備するには金がないからということで、民間で施設整備したものに市が補助金を出してまいりました。１６年経過し、事業費を上回る補助金を出しながら、補助内容も含めしっかりした行政評価がなされず、補助金を出す基本的な考え方もはっきりしておりません。

７款、商工費ですが、スカイパーク振興事業では、平成１８年度よりシーサイドバレースキー場とともに、指定管理者による運営が行われております。指定管理料は平成２３年度は７,０００万円となっております。シーサイドバレースキー場の指定管理料は３,１００万円であります。

スカイパーク振興事業は、シャルマン火打スキー場、グリーンメッセ、やすらぎ館で構成されており、指定管理料も含めた年間経費は８,５００万円であります。シャルマン火打スキー場のスキー客が年々減少しております。温暖化が確実に進んでいることは、だれもが体感していることであり、今後、一層厳しくなるものと思われます。

市の所有する２つのスキー場に対する支出の限度額を定め、収支の改善、会社のあり方等、スカイパーク振興事業に対する抜本的対策を講じていくべきと考えます。

１０款、教育費では、香港への中学生海外派遣事業で６７０万円計上されております。３年生４５１名のうち３０名が４泊５日で派遣されるもので、個人負担は３万８,０００円、経済的困難がある家庭は１万４,０００円程度と、以前より軽減されておりますけれども、小学生、中学生という義務教育段階で必要なことは、基礎学力をしっかり身につけること、国際的に通用するためには自分の考え、意見をはっきり言えることではないかと考えます。

系魚川市の中学生４５１名の基礎学力を向上させることにこそ、もっと予算を使うべきではないか。中学生海外派遣事業は、義務教育段階での取り組みとしてはふさわしいとは思えません。別の取り組みを検討したらどうかと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（倉又 稔君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。〔２番 保坂 悟君登壇〕

○２番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

討論の前に、東日本大震災で被災された方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、議案第５号、平成２３年度系魚川市一般会計予算について賛成討論を行います。

評価の高い事業に絞って、若干の意見と要望を加えて発言しますので、よろしくお願いいたします。

健康福祉分野では、子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業、ヒブワクチン接種助成事業、肺炎球菌ワクチン接種助成事業、健康診査受診促進事業、発達応援事業について評価をしています。いずれも市民の病気予防に力を入れており、生命を守る大切な事業と思います。

子宮頸がん予防ワクチンの事業は、現在、ワクチンの供給が不足し、ワクチン会社によると供給されるのは7月ごろになるそうです。供給できる状況になったら、市民周知の徹底をお願いいたします。

ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの事業は、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン等の同時接種による死亡例が全国で報告され、現在、両ワクチンの接種がストップしております。

しかし、昨日の3月24日、厚生労働省は専門家検討会で追加報告された2例を含む計7例の死亡例を検証し、そのうち6例で解剖が行われ、死因は感染症や乳幼児突然死症候群等の可能性が高いと報告され、いずれも接種と死亡との因果関係は認められず、ワクチンの安全性に特段の問題はないと判断しております。そして4月から、接種を再開することを決めました。心疾患等重い持病がある乳幼児については単独接種も検討し、同時接種が必要な場合には医師の判断で実施するとしております。本市においては、ヒブワクチンの半額助成を1年間行ってきた実績がありますので、早急に市民周知を行っていただきたいと思います。

健康診査受診促進事業の働く世代の大腸がん検診は、検診キットを希望者に配布し受診率を高めるもので、他の自治体で成果を上げているよい事業なので評価しております。

発達応援事業は、本市の1割の子どもに発達に何らかの疑いがあると報告されております。そこで早期発見・早期対応のために、どのような手だてをするのかを決める大切な事業と受けとめておりますので、積極的な活動を期待しております。

次に、教育分野では、中学生海外派遣事業、学力向上事業、通学支援事業について、担当課の努力を評価しております。

中学生海外派遣事業は、以前とは異なり保護者の経済的負担が大幅に軽減され、英語検定やジオパーク検定の条件があるものの、やる気さえあればだれでもチャレンジができる環境になっております。内向き志向の学生がふえている中で、中学時代に海外に目を向け、海外体験ができることは、子どもたちにとって財産になることを確信しております。ただ、30人の定員については、今後、事業実施後に増員の方向で検討を要望しておきます。

学力向上事業の大学見学は、本市に大学がないため、中学生にとって大学や大学生のイメージがわきにくいところがあります。市内中学生が直接大学に行って、大学生に触れることは大変よい経験であります。将来、大学に行く、行かないではなく、大学がどういうものかを知ることが、人生にとって有効であります。社会人になってから全日制の大学や夜間大学、通信教育制の大学に通う方もたくさんおります。子どもたちに幅広いアドバイスをお願いいたします。

通学支援事業の通学パス購入費助成は、これまでにない画期的な制度であります。小学生は3,000円、中学生は6,000円の自己負担により、1年間路線バスが乗り放題になるわけです。小・中学生の保護者への周知とスクールバスとの兼ね合いについて、丁寧な保護者説明会を要望しておきます。

自治分野では、職員研修について期待をしております。職員研修については予算審査特別委員会で、民生費のところで申し上げたとおり、公務員の守秘義務の徹底と、職員が市民に対して失礼が

あった場合、謝罪等の誠意ある行動を徹底するように、改めて要望しておきます。

その他の分野として、ジオパークなど交流人口拡大を目指すことから公園整備事業、美山公園桜並木再生事業、姫川かわまちづくり事業、白馬山麓国民休養地整備事業、遠隔地 A E D 普及事業等を高く評価しております。

最後に、新年度事業がすべてにわたり成果が上がることを期待して、平成 23 年度糸魚川市一般会計予算の賛成討論を終わります。

以上です。

○議長（倉又 稔君）

次に、鈴木勢子議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木議員。〔25 番 鈴木勢子君登壇〕

○25 番（鈴木勢子君）

25 番、鈴木です。

まず、このたび東北地方太平洋沖地震において尊い多くの命が一瞬にして奪われ、被害に遭われた皆様へ心よりお見舞い申し上げます。

また、糸魚川市においては、去る 18 日から青海生涯学習センターに避難者を受け入れてきましたが、これまでの市の取り組みを高く評価いたします。

さて、議案第 5 号、平成 23 年度糸魚川市一般会計予算について、今回は命の大切さと生命尊重を行政の基本姿勢にと願う立場から反対討論をいたします。

新年度では重点施策の 1 つに、日本一の子どもづくりが挙げられております。次世代を担う子どもたちは地域の宝でもあり、いかなる命も大切に、健やかにはぐくむことこそが、大人たちの使命でもあります。

そこで今、糸魚川市の子どもたちが保育所、保育園、幼稚園、小・中学校の集団現場で、虫歯予防と称して行っているフッ化ナトリウムによるフッ素洗口に反対するものであります。

このたび日本弁護士連合会は、集団フッ素洗口、フッ素塗布の中止を求める意見書をまとめ、去る 2 月、政府へ提出いたしました。この意見書は 3 年 3 カ月に及ぶ調査で、安全性や有効性、必要性や環境汚染などについて指摘し、安易に薬物に依存する虫歯予防の危険性を警鐘しております。フッ化ナトリウムは薬事法では口に入れてはいけぬ劇薬扱いで、希釈し微量であっても、成長期の子どもたちが、長い間、口に含むことは好ましいことではありません。

当市においての予算は、第 4 款衛生費で計上されていますが、事業の実施主体は教育委員会であり、今回の日弁連の意見書を真摯に受けとめ、新年度からの中止を強く求めるものであります。

どんな薬でも効果だけでなく、副作用、リスクが伴いますが、小・中学校の教育現場で週 5 回の実施が、いつの間にか週 1 回に変わり、その濃度が 2 倍になっていたことは驚くべきであります。この点について教育委員会は保護者への説明も全く行っておらず、その実情をしっかりと把握していないことも大きな問題ではないでしょうか。0 歳から 18 歳までの一貫教育を進めようとする中で、健やかな子どもたちの育成のために、今、大人たちが何をすべきかを真剣に考えるべきではありませんか。

今回の日弁連の意見書で問題が浮き彫りになったフッ素洗口は、希望制とはいえ教育現場で行うことは、日本一の子どもづくりとは相反する事業であります。虫歯予防は幼少期からの甘味制限や歯磨きで十分に予防することができ、インフルエンザのように感染性の高い病気ではありません。かけがえのない命と健康を守り、次世代の命をはぐくみ、心と体と社会の健康を高めることこそが、日本一を目指す教育行政の基本姿勢でもあり、フッ化ナトリウムに依存する虫歯予防事業に強く反対をいたします。

最後に、新年度においても市民の命と暮らしが一番大切にされるきめ細かな市政運営のため、全職員が一体となって市民目線で取り組んでほしいと切に願うものであります。

以上。

○議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

○15番（吉岡静夫君）

議案第5号、平成23年度系魚川市一般会計予算、並びに議案第8号、平成23年度系魚川市後期高齢者医療特別会計予算、この以上2件についてについて反対討論をさせていただきます。

まず、議案第5号、平成23年度系魚川市一般会計予算、このことについてでありますけれども、行政執行上の理念上、論点を幾つかに絞って反対討論とさせていただきます。

3款1項7目、後期高齢者医療費、特別会計への繰出金であります。

このことにつきましては、現政権は、その廃止、見直しをうたってきましたが、いまだ後期高齢という枠に囲い込んでの医療体系は、残念ながらその延長上にある当予算案については反対せざるを得ません。

もう1つ、10款3項2目、教育振興費、中学校学力支援事業、中学生海外派遣事業でありますけれども、それが全員を対象としての、これ片一方は1年生、片一方は3年生であるだけに、この人の間での格差感、あるいは不公平感、こういうものを自覚させるものであってはならないと私は思います。

具体的に言えば、前者は大学に入る、大学生になる、こういう事実、後者は、いわゆるジオ検定というものが出てきております。そういった特定の者だけに、しかも対象者が、義務教育課程の者であります。その辺は十分留意しなければならない。よって、当費目については反対せざるを得ません。

次に、議案第8号、平成23年度系魚川市後期高齢者医療制度特別会計予算でありますけれども、これは今ほど第5号でも申し上げましたとおりであります。

現政権は、その廃止、見直しをうたってきましたけれども、いまだ後期高齢者という枠に囲い込んでの医療体系は残念ながらそのままです。その延長線上にある当予算案については、反対せざるを得ないと、以上であります。

以上、2件、第5号議案と第8号議案についての反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第５号、平成２３年度糸魚川市一般会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第６号、平成２３年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第７号、平成２３年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第８号、平成２３年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第９号、平成２３年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 10 号、平成 23 年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 11 号、平成 23 年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 12 号、平成 23 年度糸魚川市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 13 号、平成 23 年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 14 号、平成 23 年度糸魚川市簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 15 号、平成 23 年度糸魚川市集合支払特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１６号、平成２３年度糸魚川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１７号、平成２３年度糸魚川市ガス事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（倉又 稔君）

ここで昼食時限のため暫時休憩をいたします。

再開を午後１時といたします。

午後０時０３分 休憩

+

午後１時００分 開議

+

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第８．議案第５０号

○議長（倉又 稔君）

日程第８、議案第５０号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第５０号は、教育委員会委員の任命についてでありまして、現在、教育委員会委員の渡邊槇江さんの任期が、平成２３年５月１９日をもって満了となりますことから、再度お願いをいたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第５０号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、これに同意することに決しました。

+

日程第９．議案第５１号

○議長（倉又 稔君）

日程第９、議案第５１号、監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第５１号は、監査委員の選任についてでありまして、現在、監査委員の廣川 勲さんの任期が、平成２３年３月３１日をもって満了となりますことから、再度お願いをいたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります、よろしくお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第 51 号、監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、これに同意することに決しました。

+

+

日程第 10 . 議案第 52 号から同第 54 号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第 10、議案第 52 号から同第 54 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 52 号から議案第 54 号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

議案第 52 号は、高尾さよ子さんの任期が、平成 23 年 5 月 18 日をもって満了となりますことから、再任することについて。

議案第 53 号は、室山敏雄さんの任期が、平成 23 年 5 月 18 日をもって満了となりますことから、再任することについて。

議案第 54 号は、八木和春さんの任期が、平成 23 年 5 月 18 日をもって満了となりますことから、その後任といたしまして榊原康一さんを選任することについて、それぞれ議会のご同意を

いただきたいものであります。

以上であります、よろしくお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第52号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、これに同意することに決しました。

これより議案第53号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、これに同意することに決しました。

これより議案第54号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、これに同意することに決しました。

日程第11．議案第55号

○議長（倉又 稔君）

日程第 11、議案第 55 号、平成 22 年度系魚川市一般会計補正予算（第 11 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 55 号は、平成 22 年度一般会計補正予算（第 11 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 2,033 万 4,000 円を追加し、総額 309 億 8,995 万 8,000 円といたしております。

行政報告でも申し上げましたとおり、このたびの大震災に伴い、被災地及び避難者支援にかかる経費について、3 款、民生費について災害救助費の追加、9 款、消防費において災害対策費の追加を行うものであります。

歳入につきましては、地方交付税と県支出金を充当いたしました。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長から説明をいたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡企画財政課長。〔企画財政課長 吉岡正史君登壇〕

○企画財政課長（吉岡正史君）

それでは、平成 22 年度系魚川市一般会計補正予算（第 11 号）について、ご説明を申し上げます。

1 ページをお願いします。

今回の補正予算は、大震災の発生に伴い現地への災害派遣、及び当市に避難された被災者の受け入れに必要な経費を計上いたしましたものであり、第 1 条といたしまして、歳入歳出にそれぞれ 2,033 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 309 億 8,995 万 8,000 円といたすものであります。

まず、歳出であります。予算書の事項別明細書の 10、11 ページに記載いたしております。ただ、本日配付いたしました説明資料 No 2 の 1 ページ、東北地方太平洋沖地震対応補正予算総括表をごらんください。平成 22 年度と記載されております欄が、この補正予算に該当する部分でございます。

項目といたしまして、被災地への一般職及び消防職の職員派遣に要する災害派遣関係費といたしまして 1,146 万 3,000 円、被災地から当市へ避難された方に対する避難所経費として 768 万 9,000 円、並びに地震発生日の消防団員の巡回出勤、あるいは本庁等での震災対応に当たる一般職員の時間外勤務手当であります、その他市民対応等で 118 万 2,000 円を計上いたしております。

なお、経費区分の から までの事業費の内訳につきましては、2 ページの平成 22 年度補正予

算資料の経費区分の○数字の項目金額となっておりますことを申し添えます。

それでは、予算書の事項別明細書の１０、１１ページにお戻りください。

３款、民生費、４項１目、災害救助費の１、災害救助費の８５９万８、０００円の追加の主なものは、避難所設置、被災地への派遣があった場合、及び本庁等で対応に当たる一般職員の時間外勤務手当、避難所及び被災地派遣での消耗品費、避難所での食事賄いのための食料費、避難所運営のための光熱水費、避難所でのテレビ、電話の配線工事等の施設修繕料、布団などの寝具借上料であります。

９款、消防費、１項５目、災害対策費の１１、災害対策費の１、１７３万６、０００円の追加の主なものは、被災地へ派遣する消防職員の時間外勤務手当、旅費、消毒剤、搬送袋などの消耗品、燃料費及び食料費のほか、地震発生日等に消防団員が警戒出動した費用弁償であります。

次に、歳入であります、事項別明細書、８、９ページをお願いいたします。

特定財源といたしまして、１５款、県支出金、１項２目４節の災害救助費負担金４６８万８、０００円を見込んでおりますが、このたびの震災は異例の大規模震災であり、配付いたしました資料№１の３ページ以降に、平成２２年度の災害救助基準が書いてありますが、この適用では十分な対応ができないことから、特別基準の設定など措置がなされとの通知が入っております。

また、地方公共団体の被災地域への応援、及び被災者の受け入れに要する経費については、特別交付税で措置されるものもあるということでございまして、明確な今現在、区分ができないことから、最小限の見積額といたしましたものであります。不足する額につきましては一般財源といたしまして、１０款１項１目１節の地方交付税の２、特別交付税を充当いたしましたものでございます。

以上で説明を終わります。

+

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○１７番（古畑浩一君）

それでは、本日提出されました議案第５５号に対して質問させていただきたいと思います。

これは本当は５６号も関係あるんで、５６号まで本当は説明してもらって、一括質疑で別々に採決とってくれりゃええやんかなと思うんですね。この５５号は本年度の補正予算、５６号が新年度の補正予算、合計すると約３、０００万円、その３、０００万円の使い道について、やっぱり本当は。違うか、１億３、０００万円か、本当はそれを、議長、一括で説明していただければ、こっちも一括で質問できるんですけど、いかがなもんですかね。

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午後１時１６分 休憩

午後 1 時 1 6 分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

今ほど古畑議員の質疑の前に、55号と56号を一括で説明してもらったほうがいいということで提案をいただきまして、行政のほうと打ち合わせました結果、一括説明のほうが行政のほうもわかりやすいのでいいんじゃないかということで、一括で説明してもらいますので、そういう形にいたしたいと思いますけれども。

古畑議員、申しわけないですけども、自席へ戻っていただけますか。

今ほどの古畑議員の申し出のとおり、議案第55号及び議案第56号を一括説明し、一括で質疑を受けるという形にしたいと思いますけれども、皆様方のご意見はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

今の件に関しましては異議がないということで、そのように決しました。

それでは、行政側のほうから56号も続けてご説明願います。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第56号は、平成23年度一般会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億987万1,000円を追加し、総額287億1,987万1,000円といたしております。

行政報告及び議案第55号の提案説明でも申し上げましたとおり、このたびの大震災に伴い、被災地及び避難者支援にかかる経費について、3款、民生費において災害救助費の追加、9款、消防費において災害対策費の追加を行うものであります。

歳入につきましては、県支出金と前年度繰越金を充当いたしました。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長から説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡企画財政課長。〔企画財政課長 吉岡正史君登壇〕

○企画財政課長（吉岡正史君）

続きまして、平成23年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

この補正予算につきましても、大震災の発生に伴い現地への災害派遣、及び当市に避難された被災者の受け入れに必要な経費で2カ月分を計上いたしましたものであり、1ページの第1条といたしまして、歳入歳出にそれぞれ1億987万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ287億

1,987万1,000円といたすものであります。

まず、歳出であります、先ほどの資料№2の総括表をごらんください。

被災地への一般職及び消防職の職員派遣に要する災害派遣関係費といたしまして2,314万3,000円、避難所及び今後当市の保育園、幼稚園及び小・中学校へ入る場合に備えた避難所経費といたしまして624万円、並びに本庁等で震災対応に当たる一般職の時間外勤務手当を計上した、その他市民対応といたしまして48万8,000円を計上いたしております。

それでは、予算書の事項別明細書の10、11ページをお願いいたします。

3款、民生費、4項1目、災害救助費の1、災害救助費9,171万1,000円の追加の主なものは、避難所設置、被災地への派遣への備え、及び本庁等で対応に当たる一般職員の時間外勤務手当、それから避難所及び被災地派遣での消耗品費、それから避難所での食料費、光熱水費、寝具借上料のほか、保育園や幼稚園児、及び小・中学生が当市の施設に通う場合の学用品の支給等のための扶助費を計上いたしております。

9款、消防費、1項5目、災害対策費の11、災害対策費の1,816万円の追加の主なものは、被災地に派遣する消防職員の時間外勤務手当、旅費、消耗品であります。

次に、歳入であります、事項別明細書、8、9ページをお願いいたします。

特定財源といたしまして、15款、県支出金の1項2目4節の災害救助費負担金5,924万6,000円と見積もりいたしまして、残りの一般財源には19款1項1目1節、繰越金の1、前年度繰越金を充当いたしましたものでございます。

以上で説明を終わります。

すみません、訂正させていただきます。平成23年度の避難所経費、正しくは「8,624万円」ということでございますので訂正させていただきます。

深くおわび申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

改めまして、ただいまの議案第55号及び同第56号の説明に対する質疑に入ります。

古畑浩一議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは、質問させていただきます。これは両方にかかわる話なんで、表もそういうふうにつくってありますもんで、これは一括のほうがやっぱりこちらとしても質問しやすい。

補正予算の議案第55号は本年度、要するに、これはかかった分だと。56号につきましては、これからかかる分だという認識で、まずよろしいんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡企画財政課長。〔企画財政課長 吉岡正史君登壇〕

○企画財政課長（吉岡正史君）

本年度分につきましては、今までかかった分と、それから年度末まで推測いたしまして、その合計額をこの予算額に掲載したものでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○ 17番（古畑浩一君）

それで新旧合わせて1億3,000万円ほどの補正で、今回の災害対策をやっていきたい。非常に人道的支援ということも考えて、本予算案に全く反対する気はありません。逆に素早く対応して、また、避難場所も拝見させていただきましたけれども、本当に休日返上で市の職員の皆様、それからボランティアの皆様が、本当に懇切丁寧に救済に当たっていたということにつきましては、全く異議もないし、立派なもんだなと思っております。それから被災者の皆さんも、心から感謝しとるということでもあります。各方面、それぞれ物資の受け入れ等も含めまして、本当によく頑張っていたと、これはまず最初に感謝を申し上げたい。

そこで、また質問のほうに戻りますけれど、先ほど2カ月ほどの経費の内訳というふうに言いましたけど、これ新年度に入って2月分で1億3,000万円、2つの補正を合わせてかかるということなんですか、ちょっとお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡企画財政課長。〔企画財政課長 吉岡正史君登壇〕

○企画財政課長（吉岡正史君）

2カ月分というまず根拠なんでございますけれども、一応、国と被災された自治体、ここのやりとりで、通常は先ほど見ていただきましたように、災害の基準というのは、一応、避難所の開設でも例えば7日とか非常に短いわけです。しかしながら、今回の震災は非常に広範囲で、しかも被害も大きく、なおかつ発電所の問題もあるということで、国のほうではこの基準ではもう対応できないということで、とりあえず被災された地域との判断で2カ月間、この基準を運用していきたいということでございまして、これを私どもも通知いただいておりますことから、一応基本として2カ月分を組んでおるといような状況でございます。また、私どもは新年度の対応につきましても、4、5月分を見れば国とも歩調も合いますし、今後の対応もできるのではないかとということです。

それから、あと皆様方に先ほど総括表をお渡しして、その2ページ以降に明細をお渡ししておりますけれども、そこに避難者の数等々ということで、この予算の積み上げに対しまして数字を掲載しておりますけれども、実際には今避難されている方の人数、あるいは現地への派遣等まだ始まっていないもの、また、避難されている方のニーズ等も低くなっておりますが、ちょっと今の現実の数字よりも予算のほうが大きくなっているということで、何とか対応できるというような形にはしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田総務部長。〔総務部長 織田義夫君登壇〕

○総務部長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

今2カ月ということですが、避難者を今のところ最大600人ということで想定をしております。それにつきましては、今回の予算のほうはそういったことで2カ月間・600人という最大

数値、市として精いっぱいできるところの数字をしまして、積算をさせてもらったというものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

今現状で受け入れている140人程度の2カ月で1億何千万円なら、この先、一体幾らかかるんだろうと、ちょっと不安をいたしましたけれども、最大を600人と読んでの予算化ということ、それなら私も納得できる。

そこで市長、ちょっとお伺いしたいんですけれども、一時的な救済者、避難民の受け入れで140人前後で推移してきておりますが、県、国のほうから今後の受け入れについては、何か具体的な指示があるんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田鹿総務課長。〔総務課長 田鹿茂樹君登壇〕

○総務課長（田鹿茂樹君）

お答え申し上げます。

現段階では、まだ県並びに国のほうから、さらなる追加の避難民の受け入れという要請はございません。ただ、私どもはそれを計算の中に入れながら対応したいということで、いろいろな諸般の対応をさせていただいておりますが、現段階では、ばらばらという方はお見えになっておりますが、まとまってという要請は、今現在ではございません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

補足させていただきます。

今、県といたしましては、今、受け入れた各市町村においでいただいているのは、やはりある時間までに集まった人が、緊急に今避難している状態になっております。落ちつくころには、やはり自治体の中の各区だとか組み分けをしていきたいというようなことも、今、調整を始めたいと言っておられます。そうしますとどういう形になるのか、これからいろいろとまた組み分けが出てくるんだろうと思っておるわけでありましたが、そういうことと、今の原子力発電所の放射能の関係においても、まだまだふえる可能性もあるのか、また、このまま減っていくのか、その辺はまだはっきりはしてませんので、その辺はまだ不明確であるわけでありましたが、一応県といたしましては、そのような形になっております。

市といたしましては、それを受けながら体制を整えていきたいと思ひますし、これから長期化することになれば、今の避難所とまた変わって、少し長いスパンの避難所というものを考えなくちゃいけない。住宅的な形で考えていけばいいのかなということで、その辺のまた調査もさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

後段、やはり市長が言われたように、今は第1次的、緊急避難に対する対応だと。今回メインで、被災されて来られてる方々のほとんどが南相馬市。しかも放射能汚染であって、通常の大災害の被害と違って、安全が確認されるまではもとへ戻れないという事情が、これから当然出てくるんであるというふうに思っております。

1点目には、この中にも既に盛り込まれていますが、じゃあ子どもの教育であるとか、お年寄りの入院であるとか、そういった部分については、現状ではどのようになっているんでしょうか。小学校に通わせなくちゃいけない子どもがいらっしゃるのか、長期入院、または要介護等が必要な高齢の方々等、それは現状ではどのように把握されているのか、お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

本間副市長。〔副市長 本間政一君登壇〕

○副市長（本間政一君）

避難された方については市のほうで保健師、あるいは教育委員会が、それぞれの部署で当たっているわけですが、子どもにつきましては、今で大体10日ぐらいの間ですので、今後、長期化になればこちらのほうで学校、あるいは保育園の手配をするということで、個々の相談に今後当たっていきたい考えであります。

それから被災者の方については、かなり高齢の方もおりまして、既に病院へ行かれた方もおりますし、デイサービスセンター等の利用の話が出ておりました。そこら辺は担当ごとに、それぞれ対応を進めているところでありまして、今後まだ長期になれば、さらに拡大した話になるんだろうと思っております。それぞれの機関を通じて、万全な対応ができるように話を進めているところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

今、市民の方々も未曾有の大災害、困っているときはお互いさまということでやっていただいておりますが、やはり長期化してくると市民が入れない。施設に災害者、避難者の方が入ったから逆に入れない。それは老人のいろんな会合、施設も含めたり、保育園、幼稚園等も含めたり、やはりそういう住民トラブル等をなくすように、これはやっぱり計画的に受け入れ体制、これはつくっていただきたい。やっぱりうまく、円満に、これは難しい注文であると思いますし、放射能拡大が、これからさらに広まるという危険性もあります。避難エリアが拡大すれば、またそれだけの受け入れもしていかなきゃなんということです。現状では全く予想は非常に難しい体制で、とりあえず1億3,000円、新旧合わせて補正に盛ったということですから、これはもういいです。

やっぱり次に心配なのが財源ですよね。現在、国の交付税と県の支出金で何とかクリアできるの

かね、市の真水としての持ち出しは今後どのようなになるのか、その財源問題をちょっとお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡企画財政課長。〔企画財政課長 吉岡正史君登壇〕

○企画財政課長（吉岡正史君）

まず、県の支出金でございますけれども、今現在の基準は、私どもが必要とする額よりも低いと。それで国のほうでは、いろいろなそういう不足の全国的に共通のような歳出については、特別交付税で措置をするということで、現在では私どもの持ち出しはどのくらいになるかというのは不透明なところもあるんですけども、基本的には今ほど議員さんもおっしゃられた、県費と交付税で賄えるというふうに思っております。

ただ、私ども市として最大限の支援をするということで、場合によっては特別交付税の全部の算定が、私どもが出した数字にぴったりになるのかどうかというのは、今後、不明な点がありますが、場合によっては、そういう市が一部負担をするということも、あるということも考えられます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

この災害の大混乱、その前から国会は混乱してたんですけども、基本的には、まだ予算の成立をみていない。本当に特別税、地方の交付税等も本当に入ってくるのかということで、財源が確定しない状態の中でやっぱりやっていく。これも大震災とあわせて、財政課等を中心に公共事業の見直しだとか、予定されていたいろんな補助金が来ないとかという場面も、当然想定されます。あんまり恐怖をあおるつもりはありませんけれども、覚悟しておくしかないなということでありますので、この場で答弁しろと言ったってお困りだと思いますので、しょうがない。

それから、次にやっぱり心配なのが風評被害であります。放射能に汚染された飲料水であるとか、野菜であるとか、やっぱり物不足に拍車をかけたりしておりますが、これらに対する対応というのは、現在、糸魚川市のほうではどのような深刻度で受けとめて、また、どのように市民に対して安全を呼びかけていくのか、お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

また細部のものにつきましては、部・課長から答弁いたしますが、基本的に、前段での財源の問題ということでございまして、我々といたしましては、今まで申したように我々の繰越金だとか、また基金などを使いながら、我々の許す範囲でご支援をしていきたいということであります。

そういう中で県や国が、また手だてをするという話も聞いておるわけでありまして。それを待っていたんでは、我々はもうスタートもできないわけでありまして、我々の許される範囲でスタートをさせていただいております。そういう中でいろいろ情報を聞くと、今、吉岡課長の答弁したよう

な形にはなっていくんだろうと思っておるわけでありまして、そのように対応していきたいと思っていますし、放射能の汚染につきましては担当レベルで、また農林的な関係だとか、また水道につきましても調査をいたしておるわけでございますので、また答えさせていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

織田総務部長。〔総務部長 織田義夫君登壇〕

○総務部長（織田義夫君）

お答えいたします。

まだ風評被害につきましては、糸魚川市だけでなく新潟県のほうでは、そういう被害はまだ出てないというふうに考えております。そういったことで出ていませんので、市としても特に対応はしてないと。

ただ、水道につきましては、上越の正善寺ダムのほうで水質検査してますけども、それはクリアをしてるということでありますので、糸魚川市の場合は水道のほうは、どちらかというと地下水のほうが多いですので、表面水の水もまだ大丈夫ならば、当然、大丈夫ということで考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

山崎ガス水道局長。〔ガス水道局長 山崎弘易君登壇〕

○ガス水道局長（山崎弘易君）

それでは、水道水についてお答え申し上げます。

3月16日に、福島で飲料水の中に放射能があったという報道がありまして、3月17日から県のほうで検査をしております。3月17日、18日は河川水をやっておりまして、河川水でも主に一番影響があると思われる阿賀野川水域、それから信濃川、そこを中心にして検査をしております。

それから、今度3月20日からは、水道水についても検査をしております。結果から言いますと、まず河川水もずっとやってるわけですけども、一番高いのが3月18日の阿賀野川、これは鹿瀬のあたりで採取してるわけですけども、それにつきましてはヨウ素が180ベクレルで、これは基準値が300ベクレルですので、それ以下なんですけども、いずれにしても180ベクレルという高い数値を記録しております。ずっとその数字が20日になりますと40ベクレルになり、それから21日になりますと30ベクレルになり、22日には27ベクレル、それから23日には16ベクレルという、だんだん、だんだんと減少傾向にあります。

それから水道水につきましても、まず、ヨウ素、セシウムと2つあるわけですが、セシウムにつきましては、検出されておられません。ヨウ素についても、いずれにしても300ベクレルなんですけども、一番高いところでも79ベクレルという、それも1日だけで、あとは20ベクレル、あるいは10ベクレル台と非常に下がってきているという現状であります。

糸魚川市の水はどうかということなんですけども、検査をしておりますので安全というようなことは言えませんが、ただ、推測することしかないんですが、現状は上越市の名立川、その正善寺ダムのところで水質を調査しております。それは3月21日から毎日行っております。その結果、

ヨウ素は検出されておりませんし、セシウムも検出されておりません。今、各自治体からも検査をしてくれという要望が多いわけですが、これは検査するところは1カ所でございますが、検査項目が食品から何から非常に多いものですから、継続的に検査をしていくということになりますと、今の箇所からふやせないという状態なんです。

ただ、糸魚川市につきましては、3月31日に水を採取して検査をする。一番関係があるであろうと思われる能生川の取水というか、うちのほうに入ってくる水で検査をしたい。

それから今、織田部長のほうからもお話ししましたが、糸魚川と青海地域につきましては地下水であるものですから、そういう意味では比較的安全とは言えませんが、要するに放射能の被害は、少ないのではないかとこのふうには現在考えております。今後もずっと県としては検査を続けていきますので、私たちもその数値を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

風評被害等については、今のところ目立った大きなものは糸魚川市としてはないということですが、実際、スーパー等に行きますと固定品目の売り切れ、取り合いというのが起こってます。これも風評被害なんだろうなというふうに思っております。

こういったことを防ぐために、市民に安定して混乱しないように、やっぱり今ご答弁いただいたように、何から何まで糸魚川はまだ安全だと。品物もしっかりあるんだということを、これはやはりしっかりと市民のほうに知らせて、落ちついていただけるように。

それから水道水等につきましても、あそこが安全だから、うちも安全だろうという、だろう、だろう判断ではなくて、やはり糸魚川市としても何かあった場合には、すぐに水質検査ができるように。現状のまま放射能が収束していただければいいんですけども、どうも信用できないですね。まだ何かこの後、大きな事故が起こりそうな気配もあります。そのとき糸魚川市としては、今度は市民を守るためにどうするかということも、ぜひ今後また検討していきたい。

それから風評被害の1つとして、現在、飲食店業等で歓送迎会等が相次いでキャンセルされて非常に困っておると。市のほうとしてもこんな時期に、飲んだり騒いだりするのは不謹慎だというお考えもあるかというふうに思いますが、自粛することで、また逆に市内の飲食店街であろうとか、観光業界であろうとか、そういうところが逆に深刻な被害があるわけでありまして。ひとつ節度を持った懇親会等については大いに取り組んでいただいて、オール自粛というふうな格好になると、経済が鎮静化してしまいますので、その辺も考慮していただいて、ひとつ対応していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第 55 号、平成 22 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 11 号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、これより議案第 56 号、平成 23 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 12．閉会中の継続審査及び調査について

○議長（倉又 稔君）

日程第 12、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 104 条の規定によりお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

日程第 13 . 議員派遣について

○議長（倉又 稔君）

日程第 13、議員派遣についてを議題といたします。

上越 3 市議会議員合同研修会、糸魚川・大町 2 市議会議員連絡協議会、糸魚川市・小谷村議会議員連絡協議会、糸魚川市・朝日町議会議員連絡協議会に、会議規則第 160 条の規定により 26 人の議員全員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、26 人の議員全員を派遣することに決しました。

なお、日程等につきましては、後日通知いたします。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平成 23 年第 3 回市議会定例会の閉会に当たりまして、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る 2 月 28 日から本日までの長期間にわたり、平成 23 年度予算をはじめ多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対して厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に 5 点について、ご報告申し上げます。

最初に、定住自立圏構想に伴う中心市宣言について、ご報告申し上げます。

本市議会定例会において、定住自立圏構想に関連する予算及び条例議案につきまして議決いただきましたことから、本日、議員の皆様为中心市宣言書の写しを配付させていただき、中心市宣言をいたします。

現在、国においては定住自立圏構想推進要綱を定め、安心して暮らせる生活圏域を各地に形成し、地方からの人口流出を食いとめることを目的に、定住自立圏構想を進めております。

この構想は、中心市の機能と周辺市町村の機能を連携をさせ、定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保し、定住を図ることを目的といたしております。その取り組みに対して 5 年間、毎年度 4,000 万円程度、特別交付税が措置されることになっております。

国の特例によりまして、合併 1 市での定住自立圏が認められておりますことから、財源対策として取り組みたいものであります。

このたびの中心市宣言は、定住自立圏構想の目的実現に向けた第一段階であり、今後、6 月市議会定例会において定住自立圏形成方針を提案をし、同方針に基づく定住自立圏共生ビジョンを秋ご

るまでに策定したいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2点目のトーヨーリトレッド株式会社の工場増設について、ご報告申し上げます。

同社は、平成11年に株式会社高瀬商会と東洋ゴム工業株式会社との出資により設立され、現在、姫川産業団地内で更生タイヤの製造を行っておりますが、昨今の運送会社等の環境への配慮やコスト低減の取り組みなどもあり、再生タイヤの生産を拡大し、工場を増設するとお聞きいたしております。

今回の投資額は約3億円で、3年後には2万本の増産を図る計画であり、雇用も将来的には20名ほどの増員を予定していることから、地域経済の発展に大きく貢献いただけるものと期待するものであります。

3点目に、糸魚川駅自由通路及び橋上駅舎のデザイン案について、ご報告申し上げます。

北陸新幹線糸魚川駅舎につきましては、日本海と北アルプスに抱かれた雄大な自然を感じさせる駅というデザイン案を、鉄道・運輸機構に推薦いたしましたところでありますが、糸魚川駅自由通路と在来線橋上駅舎のデザインにつきましては、JR西日本の提案の中から、糸魚川駅北側の町並みや本町通りの雁木等との調和を考え、雁木と町屋をイメージした和風のデザインを選定し、去る2月23日の市議会港湾交通対策特別委員会でご説明をいたしましたところであります。

また、3月10日には、糸魚川商工会議所、糸魚川駅北側の商店街や区役員・関係団体の皆様のご意見をお聞きいたしましたところであります。糸魚川駅自由通路・橋上駅舎の実施設計に反映してまいりたいと考えております。

4点目に、公共下水道の整備状況について、ご報告申し上げます。

平成18年度より着手しております下早川地区につきましては、本年度末をもって整備が完了し、総事業費で14億8,000万円、整備面積72.9ヘクタール、対象戸数は約570戸であります。

また、平成20年度から着手しております浦本地区につきましては、本年4月に一部供用開始を予定いたしております。

最後に、条例及び予算の専決処分の予定について、ご報告申し上げます。

国会の動向にもよりますが、地方税法等に関連する国民健康保険税条例の一部改正について3月31日、専決処分を行う予定であります。また、平成22年度一般会計についても3月31日、事業費が確定をし、歳入歳出の整理補正を行いたいことから、例年と同様、同日、専決処分を行う予定であります。

なお、平成23年度への繰越明許費の補正の中には、本日の建設産業常任委員会の所管事項調査報告にありました、ジオパーク戦略プラン策定業務も計上予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、5点について、申し上げました。

第2次行政改革大綱及び実施計画を、お手元にご配付をさせていただいております。ごらんいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、平成23年6月市議会定例会の招集日を6月13日(月曜日)とさせていただきたく予定いたしておりますので、ご報告申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（倉又 稔君）

これもちまして、平成 23 年第 3 回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。
長期間にわたり大変ご苦勞さまでございました。

午後 1 時 54 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+